

○福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程

昭和44年4月1日

福島県企業局管理規程第3号

改正 昭和44年12月23日企管規程第10号

昭和45年1月9日企管規程第2号

昭和45年4月1日企管規程第7号

昭和45年7月1日企管規程第13号

昭和45年12月23日企管規程第17号

昭和46年1月26日企管規程第2号

昭和46年3月30日企管規程第6号

昭和46年6月18日企管規程第11号

昭和46年7月15日企管規程第13号

昭和46年10月1日企管規程第15号

昭和46年12月24日企管規程第16号

昭和47年3月31日企管規程第1号

昭和47年6月1日企管規程第5号

昭和47年12月25日企管規程第8号

昭和48年3月31日企管規程第3号

昭和48年5月18日企管規程第7号

昭和48年10月19日企管規程第8号

昭和49年3月30日企管規程第4号

昭和49年4月19日企管規程第6号

昭和49年6月17日企管規程第8号

昭和49年10月22日企管規程第9号

昭和49年12月26日企管規程第11号

昭和50年4月1日企管規程第2号

昭和50年10月17日企管規程第5号

昭和51年1月6日企管規程第1号

昭和51年3月30日企管規程第3号

昭和51年6月1日企管規程第5号

昭和51年12月24日企管規程第12号

昭和52年12月23日企管規程第4号
昭和53年4月1日企管規程第5号
昭和53年10月31日企管規程第7号
昭和53年12月23日企管規程第8号
昭和54年12月24日企管規程第4号
昭和55年3月18日企管規程第1号
昭和55年6月17日企管規程第2号
昭和55年12月24日企管規程第4号
昭和56年1月30日企管規程第1号
昭和56年3月16日企管規程第2号
昭和56年4月3日企管規程第3号
昭和56年11月4日企管規程第4号
昭和56年12月24日企管規程第6号
昭和57年3月30日企管規程第4号
昭和57年5月18日企管規程第5号
昭和58年3月18日企管規程第4号
昭和58年12月23日企管規程第10号
昭和59年3月9日企管規程第3号
昭和59年12月26日企管規程第10号
昭和60年3月26日企管規程第4号
昭和60年12月26日企管規程第9号
昭和61年3月31日企管規程第5号
昭和61年12月24日企管規程第12号
昭和62年3月31日企管規程第2号
昭和62年12月24日企管規程第6号
昭和63年3月31日企管規程第2号
昭和63年12月26日企管規程第5号
平成元年4月28日企管規程第7号
平成元年12月26日企管規程第8号
平成2年3月30日企管規程第4号
平成2年12月26日企管規程第13号

平成 3 年12月25日企管規程第 9 号
平成 4 年 3 月24日企管規程第 2 号
平成 4 年12月22日企管規程第 7 号
平成 4 年12月25日企管規程第 9 号
平成 5 年12月24日企管規程第 7 号
平成 6 年12月22日企管規程第 8 号
平成 7 年12月 1 日企管規程第 5 号
平成 7 年12月22日企管規程第 7 号
平成 8 年 3 月29日企管規程第 3 号
平成 8 年12月26日企管規程第 7 号
平成 9 年 3 月31日企管規程第 4 号
平成 9 年10月17日企管規程第 9 号
平成 9 年12月24日企管規程第10号
平成10年 3 月31日企管規程第 1 号
平成10年12月22日企管規程第 5 号
平成11年 3 月19日企管規程第 1 号
平成11年12月24日企管規程第 5 号
平成11年12月28日企管規程第 6 号
平成13年 3 月30日企管規程第 3 号
平成13年10月 5 日企管規程第 6 号
平成13年12月25日企管規程第 8 号
平成14年12月24日企管規程第 9 号
平成15年 3 月28日企管規程第 5 号
平成15年11月28日企管規程第12号
平成15年12月26日企管規程第13号
平成16年 3 月30日企管規程第 3 号
平成16年12月24日企管規程第 5 号
平成17年 3 月29日企管規程第 6 号
平成17年11月29日企管規程第12号
平成18年 3 月31日企管規程第 2 号
平成19年 3 月30日企管規程第 6 号

平成19年12月25日企管規程第11号
平成20年3月25日企管規程第1号
平成20年3月28日企管規程第5号
平成20年11月27日企管規程第11号
平成21年7月14日企管規程第5号
平成21年11月27日企管規程第6号
平成22年11月30日企管規程第7号
平成23年12月28日企管規程第10号
平成24年7月31日企管規程第4号
平成24年9月21日企管規程第6号
平成25年3月19日企管規程第2号
平成25年3月29日企管規程第4号
平成26年12月24日企管規程第7号
平成27年3月24日企管規程第4号
平成28年3月11日企管規程第1号
平成28年3月29日企管規程第5号
平成28年12月26日企管規程第13号
平成29年12月26日企管規程第6号
平成30年3月27日企管規程第2号
平成30年12月25日企管規程第5号
平成31年3月29日企管規程第3号
令和元年12月13日企管規程第1号
令和元年12月27日企管規程第2号
令和2年2月12日企管規程第1号
令和2年12月22日企管規程第5号
令和3年3月26日企管規程第5号
令和4年12月23日企管規程第5号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程をここに公布する。

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県公営企業の設置等に関する条例（昭和44年福島県条例第1号）

第1条第1項に規定する公営企業の業務に従事する職員（以下「企業職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務、研修その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（平15企管規程13・一部改正）

（職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「常勤職員」という。）及び企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用されたもの（以下「短時間勤務職員」という。）に係る次に掲げる給与、勤務時間その他の勤務条件、服務、研修その他の身分取扱いについては、この規程に別段の定めがあるものを除くほか、知事の事務部局に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員の例による。

- (1) 給与（休職者に係る給与を含む。）に関する事項
- (2) 旅費に関する事項
- (3) 勤務時間、休憩時間及び休息時間並びに週休日及び休日に関する事項
- (4) 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇、職務に専念する義務の免除、専従許可（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可をいう。以下同じ。）その他の服務に関する事項
- (5) 災害補償に関する事項
- (6) 研修及び勤務成績の評定に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第7項の規定に基づく年次有給休暇の時季指定に関する取扱いについては、知事の事務部局に勤務する技能労務職員の例による。

（昭51企管規程5・平7企管規程5・平7企管規程7・平9企管規程9・平13企管規程3・平15企管規程13・平17企管規程6・平19企管規程11・平31企管規程3・一部改正）

（給料表）

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業行政職給料表（別表第1）

- (2) 企業技能労務職給料表（別表第2）
- (3) 企業特定任期付職員給料表（別表第2の2）
- (4) 企業第1号任期付研究員給料表（別表第2の3）
- (5) 企業第2号任期付研究員給料表（別表第2の4）

（平14企管規程9・平18企管規程2・一部改正）

（職務の級及び号給）

第4条 常勤職員及び短時間勤務職員の職の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3から別表第4の4までに定めるとおりとする。

（昭60企管規程9・平13企管規程3・平17企管規程6・平28企管規程5・一部改正）

（給料の特別調整額）

第5条 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年福島県条例第74号。以下「条例」という。）第4条の規定により給料の特別調整額の支給を受ける管理又は監督の地位にある常勤職員及び短時間勤務職員の職並びに当該職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第5のとおりとする。

- 2 再任用職員以外の管理職員に支給する給料の特別調整額は、当該管理職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第5の2に定める額とする。
- 3 再任用職員である管理職員に支給する給料の特別調整額は、当該管理職員の属する職務の級及び当該職に係る第1項の規定による区分に応じ、別表第5の3に定める額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、管理者は、特段の事情があると認めるときは、前2項の給料の特別調整額について別に定めることができる。

（昭51企管規程5・全改、平13企管規程3・平17企管規程6・平19企管規程6・一部改正）

（住居手当）

第5条の2 条例第6条の2各号の企業管理規程で定める額は、9,500円とする。

2 条例第6条の2第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 他の地方公共団体及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員宿舎に居住している職員
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第5条第2項に規定する扶養親族で知事の事務部局に勤務する常勤の職員の例により届出がされてい

る者をいう。以下この項において同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅、職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

3 条例第6条の2第2号の企業管理規程で定める住宅は、第2項第1号に規定する職員宿舍及び同項第2号に規定する住宅とする。

4 条例第6条の2第2号の企業管理規程で定める職員は、次条に該当する職員で、同条第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅(公舎並びに前項に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているものとする。

(昭45企管規程17・追加、昭49企管規程11・昭51企管規程1・昭52企管規程4・昭53企管規程8・昭55企管規程4・昭56企管規程6・昭58企管規程10・昭62企管規程6・平2企管規程13・平4企管規程9・平7企管規程7・平8企管規程3・平9企管規程10・平11企管規程1・平16企管規程3・平21企管規程5・平21企管規程6・一部改正)

(単身赴任手当)

第5条の3 条例第7条の2第2項の管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、管理者の定める事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが管理者の定める基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、管理者の定める事情により、同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなつた職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが管理者の定める基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

- (3) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、管理者の定める事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなつた職員で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが管理者の定める基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、管理者の定める事情により、同居していた配偶者等と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが管理者の定める基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (5) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、管理者の定める事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが管理者の定める基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第7条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員

（平8企管規程3・追加）

（特殊勤務手当）

第6条 条例第8条の規定による特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 危険現場作業手当
- (2) 災害応急作業等手当
- (3) 用地交渉等手当

2 危険現場作業手当は、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときに支給するものとし、

その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督又は検査の作業 作業1日につき240円
- (2) 掘削中のトンネル内において行う工事の監督、調査、測量、検査等の作業 作業1日につき450円
- (3) 道路上において交通を遮断することなく行う管路の巡視点検の作業 作業1日につき300円
- (4) 感電の危険を生じるおそれがある著しい高圧（直流にあつては500ボルト以上の電圧、交流にあつては300ボルト以上の電圧をいう。）の充電電路の点検、調整又は修理の作業 作業1日につき290円

3 災害応急作業等手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次の各号に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したときに支給するものとし、その額は、巡回監視に従事した日1日につき480円、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した日1日につき730円とする。

- (1) 浄水場、ポンプ場、発電所又はこれらの現場の敷地に接続する河川の堤防等
- (2) 工業団地、住宅団地等
- (3) 管路又は導水・配水施設

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の同項の手当の額は、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。

- (1) 前項の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 同項の額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 前項の作業が著しく危険であると管理者が認める区域内で行われた場合 同項の額にその100分の100に相当する額を加算した額

5 用地交渉等手当は、職員が現地において事業に必要な土地の取得等に係る交渉又は当該事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務に従事したときに支給するものとし、その額は、当該業務に従事した日1日につき650円（当該業務の一部又は全部が正規の勤務時間以外の時間において行われた場合にあつては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）とする。

- 6 危険現場作業手当及び用地交渉等手当は、重複して支給しない。この場合において、これらの手当を受ける事由が競合するときは、職員にとって有利な手当を支給するものとする。

(昭45企管規程2・昭45企管規程17・昭46企管規程16・昭47企管規程1・昭47企管規程8・昭48企管規程8・昭49企管規程9・昭50企管規程2・昭50企管規程5・昭52企管規程4・昭55企管規程1・昭55企管規程4・昭56企管規程1・昭57企管規程5・昭61企管規程5・昭62企管規程2・昭62企管規程6・昭63企管規程2・昭63企管規程5・平2企管規程4・平2企管規程13・平4企管規程2・平4企管規程9・平5企管規程7・平7企管規程7・平8企管規程3・平10企管規程1・平13企管規程8・平20企管規程1・一部改正)

(期末手当)

第6条の2 条例第13条第1項前段の管理者が定める日は、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日）とする。

- 2 条例第13条第1項後段の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職した日後において当該退職した日以前の在職期間に係る期末手当を受ける職に在職することとなつた者
- (2) その退職し、又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）において、休職（無給休職又は刑事事件に関し起訴されたことによる休職に限る。）中、専従許可の有効期間中又は停職中であつた者
- (3) 派遣職員のうち、退職等の日において給与の支給を受けていなかった者
- (4) 退職等の日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定による育児休業の期間中であつた者のうち、当該育児休業、休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職を除く。）、専従許可又は停職により当該退職等の日以前の直近の基準日の翌日から当該退職等の日の前日までの全期間にわたつて勤務しなかつた者

- 3 管理者は、条例第13条第1項に規定する支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められ

ているものに限りに、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

（平9企管規程9・追加、平11企管規程6・平14企管規程9・令元企管規程1・一部改正）

（勤勉手当）

第6条の3 条例第14条第1項前段の管理者が定める日は、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日）とする。

2 条例第14条第1項後段の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職した日後において当該退職した日以前の在職期間に係る勤勉手当を受ける職に在職することとなつた者
- (2) 退職等の日において、休職（公務上の負傷若しくは病気又は通勤による負傷若しくは病気による休職を除く。）中、専従許可の有効期間中又は停職中であつた者

3 前条第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同項中「条例第13条第1項に規定する支給日」とあるのは、「支給日（次条第1項の管理者が定める日をいう。）」と読み替えるものとする。

（平9企管規程9・追加、平11企管規程6・令元企管規程1・一部改正）

第7条 削除

（平16企管規程5）

（退職手当）

第8条 条例第16条第2項に規定する企業管理規程で定める事情は、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者の勤務の状況、当該退職をした職員であつた者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした職員であつた者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

（平21企管規程5・全改）

第8条の2 管理者は、条例第16条第2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福島県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(平21企管規程5・追加)

第8条の3 退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（条例第16条第3項第1号に規定する起訴をいう。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした職員であつた者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間（条例第16条第3項第1号に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした職員であつた者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした職員であつた者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 管理者が、当該退職をした職員であつた者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分（条例第16条第2項第1号に規定する懲戒免職処分をいう。以下同じ。）を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした職員であつた者の遺族（福島県職員の退職手当に関する条例（昭

和28年福島県条例第35号)第2条の2に規定する遺族をいう。以下同じ。) (退職をした職員であつた者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消を申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた場合において、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定したとき。
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第16条第3項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき。
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、条例第16条第3項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したとき。
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行つた場合において、当該支払差止処分を受けた者が条例第16条第4項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する条例第16条第13項から第17項までの規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、退職手当の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該退職手当の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該退職手当の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に条例第16条第13項から第17項までの規定による退職手当（以下この項において「失業等給付退職手当」という。）の額の支払を受けているときは、当該退職手当の額から既に支払を受けた失業等給付退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該退職手当の額が既に支払を受けた失業等給付退職手当の額以下であるときは、当該退職手当は、支払わない。
- 10 前条各項の規定は、支払差止処分について準用する。

（平21企管規程5・追加、令元企管規程1・一部改正）

第8条の4 管理者は、条例第16条第3項第3号又は同条第4項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

2 福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

3 第8条の2各項の規定は、条例第16条第3項及び第4項の規定による処分について準用する。

4 支払差止処分に係る退職手当に関し条例第16条第3項又は第4項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（平21企管規程5・追加）

第8条の5 条例第16条第5項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

2 管理者は、条例第16条第5項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

4 第8条の2第1項の規定は、条例第16条第5項の規定による処分について準用する。

（平21企管規程5・追加）

第8条の6 第8条の2第1項及び前条第2項の規定は、条例第16条第6項の規定による処分について準用する。

2 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(平21企管規程5・追加)

第8条の7 条例第16条第8項に規定する管理者の企業管理規程で定める通知は、第8条の5第3項又は前条第2項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知とする。

(平21企管規程5・追加)

第8条の8 条例第16条第7項から第11項までの規定による処分に基づき納付する金額は、第8条に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち条例第16条第7項から第11項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。

2 第8条の2第1項及び第8条の5第2項の規定は、条例第16条第7項から第11項までの規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第8条の5第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(平21企管規程5・追加)

第8条の9 管理者は、条例第16条第3項第3号又は同条第4項から第11項までの規定による処分を行おうとするときは、福島県人事委員会に諮問しなければならない。

(平21企管規程5・追加)

第8条の10 条例第16条第13項に規定する職員に準ずる者として管理者が定める者は、企業職員以外の者で企業職員について定められている勤務時間以上勤務した日(知事の事務部局に勤務する常勤の職員の例により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者とする。

2 条例第16条第13項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者

は、次のとおりとする。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した者
- (2) 勤務公署の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定により免職された者又はこれに準ずる処分を受けた者
- (4) 公務上の特定傷病（福島県職員の退職手当に関する条例第3条第2項に規定する特定傷病をいう。）により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

3 条例第16条第13項の管理者が指定する者は、同項に定める期間内に次の各号に掲げる理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者又は定年に達したこと等の理由による退職で一定期間求職の申込みをしないことを希望する者で、管理者にその旨を申し出たものとする。

- (1) 妊娠、出産又は育児
- (2) 疾病又は負傷（条例第16条第15項の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該傷病手当に相当する退職手当に係る疾病又は負傷を除く。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ないと認めるもの

4 条例第16条第13項の管理者が指定する期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前項各号の理由により職業に就くことができない場合 当該理由により職業に就くことができない日数を加算した期間（その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。）
- (2) 定年に達したこと等の理由による退職で一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合 当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とし、当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした前日までの期間とする。）を加算した期間

5 条例第16条第16項及び第17項の管理者が指定する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する技能習得手当に相当する金額を支給する者 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者

- (2) 雇用保険法に規定する寄宿手当に相当する金額を支給する者

前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者

- (3) 雇用保険法に規定する傷病手当に相当する金額を支給する者 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者

- (4) 雇用保険法第56条の3第3項各号に定める就業促進手当に相当する金額を支給する者 同項各号に掲げる者に該当する者

- (5) 雇用保険法に規定する移転費に相当する金額を支給する者 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者

- (6) 雇用保険法に規定する広域求職活動費に相当する金額を支給する者 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者

（昭51企管規程1・追加、昭60企管規程4・一部改正、平9企管規程9・旧第8条繰下・一部改正、平13企管規程6・平15企管規程13・一部改正、平21企管規程5・旧第8条の2繰下・一部改正、平22企管規程7・令元企管規程1・一部改正）

第8条の11 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（昭和60年福島県条例第27号。以下この条において「改正条例」という。）附則第7項の管理者が定める退職手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 改正条例による改正後の福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新条例」という。）第16条第5項の規定又は改正条例附則第5項中「施行日以後」とあるのを「昭和59年8月1日以後」と読み替えて同項の規定を適用するとしたならば、これらの規定による退職手当を受けることとなる者 当該規定を適用するとしたならば受けることとなる退職手当の額と改正条例附則第2項から第4項まで及び第6項の規定により受ける退職手当の額とのいずれか多い額
- (2) 前項に掲げる者以外の者 新条例第16条第4項から第8項までの規定を適用するとしたならば受けることとなる退職手当の額と改正条例附則第2項から第4項まで及び第6項の規定により受ける退職手当の額とのいずれか多い額

(昭60企管規程4・追加、平9企管規程9・旧第8条の2繰下、平21企管規程5・旧第8条の3繰下)

(会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等)

第9条 条例第2条第1項の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関しては、本条で定めるものを除くほか、知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の例による。

- 2 報酬又は給料の適用範囲の区分及び基準は、別表第6に掲げるとおりとする。
- 3 労働基準法第39条第7項の規定に基づく年次有給休暇の時季指定に関する取扱いについては、第2条第2項の規定を準用する。
- 4 条例第13条第3項の管理者が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 任期が6月未満の者（任期が6月以上の者とみなされる者を除く。）
 - (2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が別に定める者

(令2企管規程1・全改)

(特別職の非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第10条 特別職の非常勤職員に対しては、常勤職員及び類似の職務に従事する知事の事務部局に勤務する特別職の非常勤職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が別に定める給与を支給する。

- 2 前項の特別職の非常勤職員の勤務時間その他の勤務条件に関しては、管理者が別に定める。

(昭51企管規程1・旧第9条繰下、平13企管規程3・平17企管規程6・令2企管規程1・一部改正)

(旅行命令書等)

第11条 旅行命令書又は旅行依頼書の記載事項及び様式は、管理者が別に定める。

(平7企管規程5・追加)

附 則

- 1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

(昭49企管規程11・昭50企管規程5・一部改正、昭56企管規程4・旧附則・一部改正、平元企管規程7・旧附則第1項・一部改正、平22企管規程7・旧附則・一部改正)
- 2 職員（企業行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務

の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たつては、平成32年3月31日までの間、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該特定職員の給料月額から、当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減ずる。

(平22企管規程7・追加、平27企管規程4・一部改正)

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平22企管規程7・追加)

(東日本大震災等に係る災害応急作業等手当の特例)

- 4 職員が東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)若しくは著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)又は原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつたものに対処するための作業として次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- (2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 本部長指示により、居住制限区域に設定されることとされた区域において行う作業(前2号に掲げるものを除く。)
- (4) 特定大規模災害に対処するために行う第6条第3項に規定する作業
- (5) 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた

場合で、原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち管理者が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

- (6) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して管理者が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

（平23企管規程10・追加、平24企管規程4・平24企管規程6・平30企管規程2・一部改正）

5 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号のうち原子炉建屋（管理者が定めるものに限る。）内において行う作業
40,000円

- (2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げる作業以外の作業であつて、故障した設備等を現場において確認するもの（管理者が定めるものに限る。） 20,000円

- (3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げる作業以外の作業 13,300円

- (4) 前項第1号の作業のうち管理者が定める施設において行う作業 作業1日につき
3,300円

- (5) 前項第2号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき6,600円

- (6) 前項第2号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき1,330円

- (7) 前項第3号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき3,300円

- (8) 前項第3号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき660円

- (9) 前項第4号の作業 第6条第3項に規定する額

- (10) 前項第5号の作業のうち原子炉建屋（管理者が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

- (11) 前項第5号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

- (12) 前項第6号の作業 10,000円を超えない範囲内において管理者が定める額（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額）

（平23企管規程10・追加、平24企管規程4・平30企管規程2・一部改正）

6 同一の日において前項第1号から第8号までに掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。

（平23企管規程10・追加、平30企管規程2・一部改正）

7 同一の日において、附則第5項第10号から第12号までに掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平30企管規程2・追加)

8 附則第5項第5号又は第7号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

(平23企管規程10・追加、平24企管規程4・一部改正、平30企管規程2・旧第7項繰下)

9 職員が東日本大震災に対処するため第6条第3項に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、同条第3項又は同条第4項に規定する手当の額に同条第3項に規定する額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(平23企管規程10・追加、平30企管規程2・旧第8項繰下)

10 職員が特定大規模災害に対処するため第6条第3項に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、同条第3項又は同条第4項に規定する手当の額に同条第3項に規定する額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。

(平30企管規程2・全改)

(特定退職者に関する暫定措置)

11 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第8条の10第2項の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

(令2企管規程5・追加)

別表第1(第3条関係)

(令4企管規程5・全改)

企業行政職給料表

職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

区分	の級 号給	給料月								
		額	額	額	額	額	額	額	額	額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	153,30	202,70	238,30	270,90	296,30	326,40	371,50	418,30	470,00
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	154,40	204,50	239,90	272,90	298,60	328,70	374,20	420,80	473,10
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	155,60	206,30	241,50	274,40	300,80	331,00	376,80	423,30	476,20
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	156,70	207,90	243,10	276,10	303,00	333,30	379,50	425,90	479,30
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	157,90	209,50	244,60	277,90	304,90	335,50	381,60	427,80	482,30
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	159,10	211,30	246,10	279,90	307,20	337,60	384,20	430,10	485,40
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	160,20	212,80	247,60	281,90	309,20	339,90	386,70	432,40	488,60
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	161,30	214,50	249,20	283,80	310,90	342,10	389,30	434,60	491,70
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	162,40	216,10	250,80	285,70	313,00	344,20	391,70	436,60	494,70
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	163,70	217,90	252,20	287,70	315,30	346,40	394,40	438,70	497,80
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	165,00	219,60	253,70	289,80	317,60	348,50	397,10	440,80	500,90
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	166,40	221,30	255,00	291,80	319,90	350,70	399,80	442,90	504,00
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	167,70	222,80	256,30	293,70	322,00	352,70	402,40	444,90	506,80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

14	169,10	224,70	257,70	295,70	324,10	354,70	404,70	446,80	509,10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	170,40	226,40	259,00	297,60	326,30	356,80	407,00	448,80	511,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	171,90	228,00	260,40	299,10	328,50	359,00	409,40	450,80	513,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	173,20	229,80	261,70	301,00	330,60	360,90	411,30	452,80	516,10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	174,60	231,50	263,50	303,10	332,70	362,90	413,30	454,60	517,60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	176,00	233,20	264,80	305,30	334,80	364,90	415,20	456,40	519,10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	177,40	234,70	266,30	307,40	336,90	366,90	417,10	458,20	520,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	178,90	236,20	267,80	309,30	338,90	368,70	419,00	460,00	521,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	181,40	237,80	269,60	311,40	341,00	370,70	420,80	461,50	523,30
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	184,00	239,30	271,40	313,50	343,10	372,60	422,70	463,00	524,80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	186,60	240,80	273,10	315,60	345,20	374,60	424,60	464,50	526,20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	189,50	242,30	274,80	317,40	346,80	376,60	426,50	466,00	527,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	191,10	243,80	276,50	319,50	348,80	378,60	428,00	467,30	528,60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	192,90	245,20	278,40	321,60	350,80	380,60	429,60	468,60	529,70
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	194,60	246,30	280,20	323,70	352,80	382,70	431,20	469,70	530,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

29	196,10	247,40	281,90	325,60	354,40	384,40	432,90	470,80	532,00
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	197,70	248,50	283,60	327,70	356,30	386,20	434,20	471,70	532,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	199,50	249,60	285,50	329,80	358,20	388,00	435,50	472,50	533,80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	201,00	250,70	287,20	331,90	360,00	389,80	436,80	473,20	534,60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	202,60	252,00	288,80	333,50	362,00	391,40	438,00	473,90	535,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	204,10	253,30	290,60	335,50	363,80	392,80	439,30	474,70	536,40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	205,50	254,20	292,20	337,60	365,60	394,30	440,70	475,40	537,10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	206,70	255,00	293,80	339,70	367,50	395,90	442,00	476,10	537,80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	208,00	255,90	295,50	341,50	369,00	397,50	443,20	476,60	538,40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	209,40	257,30	297,30	343,50	370,30	398,70	444,00	477,20	539,00
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	210,40	258,70	299,10	345,50	371,70	400,00	444,80	477,80	539,60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	211,60	260,10	300,90	347,50	373,10	401,20	445,60	478,50	540,20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	213,10	261,30	302,70	349,50	374,40	402,40	446,20	479,10	540,90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	214,30	262,60	304,40	351,40	375,40	403,60	446,90	479,50	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
43	215,60	264,00	306,10	353,30	376,50	404,70	447,60	479,80	
	0	0	0	0	0	0	0	0	

44	216,80	265,20	307,80	355,10	377,60	405,80	448,40	480,30
	0	0	0	0	0	0	0	0
45	217,90	266,20	309,40	356,80	378,60	406,60	449,20	480,80
	0	0	0	0	0	0	0	0
46	219,20	267,50	311,10	358,30	379,40	407,30	450,00	
	0	0	0	0	0	0	0	
47	220,50	268,90	312,80	359,80	380,30	408,00	450,50	
	0	0	0	0	0	0	0	
48	221,70	270,00	314,50	361,30	381,20	408,60	451,20	
	0	0	0	0	0	0	0	
49	222,90	271,10	315,70	362,80	382,20	409,20	451,70	
	0	0	0	0	0	0	0	
50	224,00	272,30	317,20	363,70	383,00	409,80	452,10	
	0	0	0	0	0	0	0	
51	225,00	273,40	318,80	364,80	383,70	410,40	452,50	
	0	0	0	0	0	0	0	
52	226,10	274,70	320,50	365,80	384,60	411,00	452,90	
	0	0	0	0	0	0	0	
53	227,20	275,80	321,90	366,80	385,30	411,40	453,40	
	0	0	0	0	0	0	0	
54	228,20	276,90	323,40	367,90	386,00	411,70	453,80	
	0	0	0	0	0	0	0	
55	228,90	278,10	325,00	369,00	386,70	412,00	454,10	
	0	0	0	0	0	0	0	
56	229,80	279,20	326,60	370,00	387,40	412,30	454,40	
	0	0	0	0	0	0	0	
57	230,60	280,30	328,20	370,90	388,00	412,50	454,70	
	0	0	0	0	0	0	0	
58	231,40	281,40	329,40	371,60	388,60	412,90	455,10	
	0	0	0	0	0	0	0	

59	232,20	282,50	330,60	372,30	389,20	413,20	455,40
	0	0	0	0	0	0	0
60	232,90	283,50	331,80	373,00	389,90	413,40	455,60
	0	0	0	0	0	0	0
61	233,40	284,50	332,70	373,30	390,40	413,90	455,90
	0	0	0	0	0	0	0
62	234,30	285,50	333,60	373,90	391,00	414,10	
	0	0	0	0	0	0	
63	235,10	286,50	334,40	374,60	391,60	414,40	
	0	0	0	0	0	0	
64	235,90	287,50	335,20	375,30	392,20	414,70	
	0	0	0	0	0	0	
65	236,70	288,30	336,10	375,80	392,60	415,00	
	0	0	0	0	0	0	
66	237,60	289,20	336,50	376,50	393,30	415,30	
	0	0	0	0	0	0	
67	238,10	290,10	337,30	377,20	393,90	415,50	
	0	0	0	0	0	0	
68	238,60	291,00	338,10	377,80	394,50	415,80	
	0	0	0	0	0	0	
69	239,20	291,70	338,80	378,30	394,90	416,10	
	0	0	0	0	0	0	
70	239,90	292,40	339,50	378,90	395,40	416,40	
	0	0	0	0	0	0	
71	240,60	293,20	340,20	379,50	396,10	416,70	
	0	0	0	0	0	0	
72	241,20	294,10	340,90	380,10	396,60	416,90	
	0	0	0	0	0	0	
73	241,80	295,00	341,50	380,60	396,90	417,10	
	0	0	0	0	0	0	

74	242,40	295,50	342,10	381,20	397,40	417,40
	0	0	0	0	0	0
75	243,10	295,90	342,70	381,90	397,70	417,70
	0	0	0	0	0	0
76	243,60	296,30	343,20	382,50	398,10	417,90
	0	0	0	0	0	0
77	244,10	296,50	343,50	383,00	398,40	418,10
	0	0	0	0	0	0
78	244,70	296,90	344,00	383,50	398,70	418,60
	0	0	0	0	0	0
79	245,50	297,30	344,50	384,10	399,00	419,10
	0	0	0	0	0	0
80	246,00	297,60	345,00	384,60	399,20	419,60
	0	0	0	0	0	0
81	246,60	297,80	345,40	385,10	399,40	420,00
	0	0	0	0	0	0
82	247,30	298,10	345,90	385,70	399,80	420,30
	0	0	0	0	0	0
83	247,90	298,40	346,40	386,10	400,10	420,90
	0	0	0	0	0	0
84	248,60	298,70	346,90	386,50	400,30	421,60
	0	0	0	0	0	0
85	249,20	299,00	347,30	386,90	400,50	422,10
	0	0	0	0	0	0
86	249,80	299,30	347,70	387,40	401,10	422,40
	0	0	0	0	0	0
87	250,40	299,60	348,20	387,80	401,80	423,00
	0	0	0	0	0	0
88	250,90	300,00	348,60	388,10	402,50	423,70
	0	0	0	0	0	0

89	251,60	300,30	348,90	388,60	402,90	424,10
	0	0	0	0	0	0
90	252,10	300,60	349,40	389,20	403,40	
	0	0	0	0	0	
91	252,50	301,00	349,90	389,70	403,80	
	0	0	0	0	0	
92	253,00	301,30	350,30	390,10	404,40	
	0	0	0	0	0	
93	253,30	301,50	350,50	390,30	404,90	
	0	0	0	0	0	
94		301,80	350,90	390,60		
		0	0	0		
95		302,20	351,40	391,00		
		0	0	0		
96		302,60	351,80	391,40		
		0	0	0		
97		302,80	351,90	391,70		
		0	0	0		
98		303,10	352,40	392,20		
		0	0	0		
99		303,40	352,70	392,60		
		0	0	0		
100		303,80	353,10	393,00		
		0	0	0		
101		304,00	353,50	393,30		
		0	0	0		
102		304,40	353,90			
		0	0			
103		304,80	354,30			
		0	0			

104	305,10	354,60					
	0	0					
105	305,30	355,10					
	0	0					
106	305,60	355,50					
	0	0					
107	306,00	355,90					
	0	0					
108	306,30	356,30					
	0	0					
109	306,50	356,70					
	0	0					
110	306,90	357,00					
	0	0					
111	307,30	357,40					
	0	0					
112	307,60	357,70					
	0	0					
113	307,70	358,20					
	0	0					
114	308,10						
	0						
115	308,30						
	0						
116	308,70						
	0						
117	308,90						
	0						
118	309,10						
	0						

	119		309,400							
	120		309,600							
	121		309,900							
	122		310,200							
	123		310,500							
	124		310,800							
	125		311,100							
再任用 職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400	399,600	452,100

別表第2（第3条関係）

（令4企管規程5・全改）

企業技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用技 能労務職 員以外の 技能労務 職員		円	円	円	円	円
	1	139,400	191,700	213,300	260,000	287,500
	2	140,300	193,100	214,600	261,200	289,500
	3	141,300	194,500	216,000	262,200	291,100
	4	142,200	195,700	217,200	263,400	292,800
	5	143,200	196,800	218,600	264,300	294,600
	6	144,300	198,300	220,000	265,300	296,100
	7	145,300	199,700	221,400	266,400	297,300
	8	146,300	201,100	222,900	267,400	298,800

9	147,100	202,500	224,200	268,300	300,300
10	148,200	203,500	225,800	269,000	302,200
11	149,200	204,800	227,500	269,900	303,900
12	150,300	205,900	228,900	270,800	305,800
13	151,100	207,100	230,100	271,900	307,200
14	152,100	208,200	231,700	272,900	308,900
15	153,300	209,300	233,200	273,800	310,600
16	154,300	210,500	234,500	274,700	312,100
17	155,400	211,400	235,300	275,700	313,700
18	156,900	212,500	236,100	276,800	315,300
19	158,100	213,500	237,000	277,800	316,900
20	159,300	214,600	238,000	278,600	318,700
21	160,400	215,500	238,600	279,500	319,700
22	161,700	216,600	240,100	280,500	321,100
23	162,900	217,700	241,500	281,500	322,600
24	164,100	218,700	242,500	282,300	324,100
25	165,200	219,600	243,800	282,900	325,300
26	166,800	220,500	245,100	283,700	326,800
27	168,300	221,200	246,400	284,700	328,200
28	169,900	222,100	247,600	285,800	329,700
29	171,300	223,000	248,400	286,700	331,300
30	172,700	224,200	249,700	287,800	332,600
31	174,300	225,200	250,900	288,900	333,900
32	175,800	226,000	252,000	289,900	335,100
33	177,100	226,600	253,100	290,600	336,300
34	178,900	227,700	254,200	291,500	337,200
35	180,600	228,800	255,300	292,500	338,300
36	182,300	229,900	256,300	293,600	339,400
37	184,100	230,400	257,400	294,200	340,600
38	185,500	231,600	258,400	295,100	341,700

39	187,200	232,700	259,400	296,000	342,700
40	188,800	233,700	260,400	297,000	343,800
41	190,100	234,500	261,400	297,600	344,800
42	191,500	235,500	262,700	298,600	345,800
43	192,900	236,600	263,600	299,600	346,800
44	194,300	237,500	264,900	300,500	347,900
45	195,800	238,400	265,600	301,300	348,800
46	197,200	239,300	266,600	302,200	349,800
47	198,600	240,100	267,800	303,100	350,900
48	200,000	240,900	268,700	304,000	351,900
49	201,400	241,800	269,800	304,700	352,800
50	202,500	242,800	270,800	305,400	353,700
51	203,600	243,800	272,000	306,100	354,700
52	204,800	244,900	272,700	306,900	355,500
53	206,000	245,900	273,400	307,500	356,300
54	207,100	246,900	274,200	308,300	357,100
55	208,000	247,600	275,300	309,000	357,900
56	209,100	248,300	276,500	309,800	358,700
57	210,300	249,100	277,300	310,500	359,400
58	211,200	250,100	278,300	311,200	360,200
59	212,200	251,000	279,400	312,000	361,000
60	213,200	251,700	280,500	312,700	361,800
61	214,400	252,500	281,500	313,300	362,500
62	215,300	253,300	282,600	314,100	363,200
63	216,200	254,300	283,400	314,800	363,900
64	217,100	255,000	284,600	315,500	364,600
65	217,700	255,800	285,400	316,000	365,200
66	218,600	256,400	286,200	316,500	365,800
67	219,300	257,100	287,000	317,100	366,300
68	220,000	257,800	287,800	317,800	366,800

69	220,400	258,600	288,500	318,400	367,200
70	220,800	259,200	289,300	318,800	
71	221,100	259,600	290,100	319,300	
72	221,400	260,000	290,800	319,800	
73	221,600	260,200	291,600	320,100	
74	222,000	260,600	292,400	320,600	
75	222,400	261,100	293,200	321,100	
76	223,100	261,600	294,000	321,600	
77	223,300	261,900	294,600	321,800	
78	223,800	262,300	295,100	322,100	
79	224,200	262,900	295,600	322,400	
80	224,600	263,400	296,000	322,700	
81	225,100	263,700	296,400	323,000	
82	225,400	264,000	296,900	323,300	
83	225,700	264,300	297,400	323,600	
84	226,100	264,600	297,900	323,900	
85	226,600	264,800	298,300	324,100	
86	227,000	265,000	298,900	324,500	
87	227,500	265,300	299,500	324,800	
88	228,200	265,600	300,100	325,100	
89	228,600	265,800	300,400	325,300	
90	229,100	266,000	301,000	325,600	
91	229,600	266,400	301,500	325,900	
92	230,000	266,600	301,900	326,200	
93	230,300	267,000	302,300	326,400	
94	230,700	267,400	302,800	326,700	
95	231,100	267,700	303,300	327,000	
96	231,400	268,000	303,800	327,200	
97	231,800	268,200	304,100	327,400	
98	232,200	268,500	304,500	327,700	

99	232,600	268,700	305,000	328,000
100	233,000	269,000	305,600	328,200
101	233,400	269,300	306,000	328,400
102	233,800	269,500	306,400	
103	234,200	269,800	306,700	
104	234,800	270,100	307,000	
105	235,200	270,300	307,300	
106	235,700	270,500	307,700	
107	236,000	270,800	308,100	
108	236,400	271,100	308,500	
109	236,600	271,400	308,800	
110	237,100	271,700	309,200	
111	237,600	272,000	309,700	
112	238,000	272,200	310,000	
113	238,200	272,400	310,200	
114	238,700	272,700	310,500	
115	239,200	272,900	310,800	
116	239,700	273,100	311,000	
117	240,000	273,400	311,200	
118	240,400	273,700	311,500	
119	240,800	274,000	311,800	
120	241,300	274,300	312,000	
121	241,700	274,500	312,200	
122		274,700	312,500	
123		275,000	312,800	
124		275,400	313,000	
125		275,600	313,200	
126		275,800	313,500	
127		276,100	313,900	
128		276,400	314,100	

	129		276,600	314,300		
	130		276,800	314,600		
	131		277,100	314,900		
	132		277,400	315,100		
	133		277,600	315,300		
	134		277,800			
	135		278,100			
	136		278,400			
	137		278,600			
再任用職員		198,200	209,600	228,600	249,900	281,300

別表第2の2（第3条関係）

（平28企管規程1・全改、平29企管規程6・令元企管規程1・令4企管規程5・一部改正）

企業特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	384,000
2	431,000
3	484,000
4	547,000
5	624,000
6	729,000
7	853,000

別表第2の3（第3条関係）

（平28企管規程1・全改、平28企管規程5・令元企管規程1・令4企管規程5・一部改正）

企業第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円

1	406,000
2	466,000
3	529,000
4	612,000
5	712,000
6	812,000

別表第2の4（第3条関係）

（平28企管規程1・全改、平28企管規程5・平29企管規程6・令元企管規程1・
令4企管規程5・一部改正）

企業第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	339,000
2	375,000
3	402,000

別表第3（第4条関係）

（平28企管規程5・全改）

企業行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事、技師又は電気技師の職務
2級	1 副主査又は副主任電気技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主事、技師又は電気技師の職務
3級	1 主査又は主任電気技師の職務 2 困難な業務を行う副主査又は副主任電気技師の職務 3 専門員の職務
4級	1 主任主査又は専門電気技師の職務 2 困難な業務を行う主査又は主任電気技師の職務 3 事業所の課長の職務
5級	1 副課長の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は専門電気技師の職務 3 事業所の次長又は困難な業務を行う事業所の課長の職務

6級	1 本局の課長の職務 2 局主幹又は主幹の職務 3 困難な業務を行う副課長の職務 4 事業所長 5 困難な業務を行う事業所の次長の職務
7級	1 局次長の職務 2 局参事の職務 3 困難な業務を所掌する本局の課長の職務 4 困難な業務を所掌する事業所長の職務
8級	1 重要な業務を所掌する局次長の職務 2 重要な業務を所掌する局参事の職務
9級	1 局長の職務 2 理事の職務

別表第4（第4条関係）

（平25企管規程4・全改）

企業技能労務職級別分類基準表

職務の級	職務
1級	技能員又は運転手（以下「技能職員」という。）の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務

別表第4の2（第4条関係）

（平28企管規程5・追加）

企業特定任期付職員給料表号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困

	難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ特に重要な職務

別表第4の3（第4条関係）

（平28企管規程5・追加）

企業第1号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
---	--

別表第4の4（第4条関係）

（平28企管規程5・追加）

企業第2号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

別表第5（第5条関係）

（平27企管規程4・全改、令3企管規程5・一部改正）

給料の特別調整額を受ける職員の職	区分
企業局長 理事	1種
企業局次長 局参事	2種
企業局企業総務課長 企業局工業用水道課長 局主幹 主幹 企業局いわき事業所長	3種
副課長	5種

企業局いわき事業所次長	
-------------	--

別表第5の2（第5条関係）

（平19企管規程6・追加）

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	1種	129,600円
8級	2種	94,900円
7級	2種	90,300円
	3種	72,200円
6級	3種	67,500円
	5種	50,700円
5級	5種	46,400円
4級	5種	45,400円

別表第5の3（第5条関係）

（平19企管規程6・追加）

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	1種	112,900円
8級	2種	79,800円
7級	2種	72,900円
	3種	58,300円
6級	3種	51,400円
	5種	38,500円
5級	5種	35,400円
4級	5種	33,500円

別表第6（第9条関係）

（令2企管規程1・追加）

区分	給料月額の上限
企業行政職給料表が適用される職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	別表第1 企業行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

附 則（昭和44年企管規程第10号）

- この規程は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。

2 昭和44年6月1日（以下「切替日」という。）において在職する常勤職員に対して昭和44年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により支給されるべきであつた期末手当及び勤勉手当の額とする。

3 改正前の規程の規定に基づいて切替日からこの規程の施行の日の前日までの間に常勤職員に支払われた給与は、この規程による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和45年企管規程第2号）

この規程は、昭和45年1月10日から施行する。

附 則（昭和45年企管規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年企管規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年企管規程第17号）

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。ただし、第6条第1項に1号を加える改正規程は、昭和46年1月1日から施行する。

2 改正前の規程の規定に基づいて昭和45年5月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に常勤職員に支払われた給与は、この規定による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和46年企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年企管規程第6号）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年企管規程第11号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年企管規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年企管規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年企管規程第16号）

1 この規程は、公布の日から施行し、第6条の改正規程は昭和46年10月1日から、別表

第1及び別表第2の改正規定は昭和46年5月1日から適用する。

2 この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて昭和46年10月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に常勤職員に支払われた特殊勤務手当は、この規程による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による特殊勤務手当の内払いとみなす。

3 改正前の規程の規定に基づいて昭和46年5月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に常勤職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和47年企管規程第1号）

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年企管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年企管規程第8号）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条第6項の改正規定、別表第1の改正規定（特1等級に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定は、昭和48年1月1日から施行する。

2 この規程中第6条第7項の改正規定は昭和47年9月1日から、別表第1の改正規定（特1等級に係る部分を除く。）及び別表第2の改正規定は昭和47年4月1日から適用する。

3 この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第6条第7項の規定に基づいて昭和47年9月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に常勤職員に支払われた特殊勤務手当は、この規程による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条第7項の規定による特殊勤務手当の内払いとみなす。

4 改正前の規程の規定に基づいて昭和47年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に常勤職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和48年企管規程第3号）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年企管規程第7号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則（昭和48年企管規程第8号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて昭和48年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に常勤職員に支払われた給与は、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和49年企管規程第4号）

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年企管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年企管規程第8号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和49年企管規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年企管規程第11号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和50年企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第2項の規定は、昭和50年10月1日から適用する。
- 2 第6条の改正規定は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則（昭和51年企管規程第1号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の

勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 2 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和51年企管規程第3号）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年企管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年企管規程第12号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和51年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和52年企管規程第4号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和52年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和53年企管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年企管規程第7号）

この規程は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年企管規程第8号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和53

年4月1日から適用する。

- 2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和53年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和54年企管規程第4号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規程は、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和54年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和55年企管規程第1号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年企管規程第2号）

この規程は、昭和55年7月9日から施行する。

附 則（昭和55年企管規程第4号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条第6項第1号の改正規定は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第6条第6項第1号の規定を除く。）は、昭和55年4月1日から適用する。
- 3 常勤職員の昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号数から1を減じた号数の号給とする。
- 4 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、切替日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和56年企管規程第1号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定は、昭和55年8月9日から適用する。

附 則（昭和56年企管規程第3号）

この規程は、昭和56年4月15日から施行する。

附 則（昭和56年企管規程第4号）

この規程は、昭和56年11月8日から施行する。

附 則（昭和56年企管規程第6号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和56年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和57年企管規程第4号）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年企管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年企管規程第4号）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年企管規程第10号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和58年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和59年企管規程第3号）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年企管規程第10号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和59年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和60年企管規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年企管規程第9号）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規程は、昭和60年7月1日から適用する。

2 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に対応する附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

4 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和60年7月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1（附則第2項関係）

職員の職務の級への切替表

給料表	旧等級	職務の級
企業行政職給料表	7等級	1級
	6等級	2級
	5等級	3級
	4等級	4級
		5級
	3等級	6級
		7級
2等級	8級	

企業技能職給料表	1等級	9級
		10級
	特1等級	11級
	3等級	1級
	2等級	2級
	1等級	3級

附則別表第2（附則第3項関係）

企業行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1						1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18		18	18	17	15	17	15	17			
19		19	19	18	16	18	16	18			
20			20	19	16	19	17	19			

21			21	20	17	20	18				
22			22	21	17	21	18				
23			23	22	18	22	19				
24			24	23	19						
25				24	19						
26				25	20						

附 則（昭和61年企管規程第5号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年企管規程第12号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和61年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和62年企管規程第2号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年企管規程第6号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条第8項の改正規定は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 この規程（第6条第8項の改正規定を除く。）による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 3 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和62年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年企管規程第2号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年4月17日から施行する。

附 則（昭和63年企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条第8項の改正規定は、昭和64年

4月1日から施行する。

- 2 この規程（第6条第8項の改正規定を除く。）による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 3 常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、昭和63年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年企管規程第7号）

この規程は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第8号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成元年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成2年企管規程第4号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年企管規程第13号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成2年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年企管規程第9号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成3年4月1日以後の分として受

けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成4年企管規程第2号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年企管規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年企管規程第9号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成4年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成5年企管規程第7号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成5年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成6年企管規程第8号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成6年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年企管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成 7 年企管規程第 7 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の 2 の改定規定は平成 8 年 1 月 1 日から、第 2 条第 4 号及び第 6 条第 3 項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の規程第 2 条に規定する常勤職員が、この規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成 7 年 4 月 1 日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 8 年企管規程第 3 号）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年企管規程第 7 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程第 2 条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成 8 年 4 月 1 日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 9 年企管規程第 4 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年企管規程第 9 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成 9 年企管規程第 10 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 項の改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の規程第 2 条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成 9 年 4 月 1 日以後の分として受

けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成10年企管規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成10年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成11年企管規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成11年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成11年企管規程第6号）

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成13年企管規程第3号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年企管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年企管規程第8号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年企管規程第9号）

この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第6条の2第1項の改正規定は、平成15年4月1日から施行

する。

附 則（平成15年企管規程第5号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年企管規程第12号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成15年企管規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年企管規程第3号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年企管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定は、平成16年10月8日から適用する。

附 則（平成17年企管規程第6号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年企管規程第12号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年企管規程第2号）

改正 平成21年11月27日企管規程第6号
平成22年11月30日企管規程第7号
平成23年12月28日企管規程第10号
平成25年3月19日企管規程第2号

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員
の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日においてこの規程による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他

の勤務条件等に関する規程別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者が定める職員にあっては、管理者が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、管理者が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程（平成21年福島県企業局管理規程第6号）の施行の日において、第1号から第3号までに掲げる職員である者にあつては100分の99.51を、次に掲げる職員以外の職員である者にあつては100分の98.93を当該給料月額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、平成26年3月31日までにあつてはその差額に相当する額（福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第2項の規定により給料月額が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）を、平成26年4月1日から平成27年3月31日までにあつては差額相当額から平成26年3月31日における差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までにあつては差額相当額から減額基準額に2を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を給料として支給する。

- (1) 適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員

給料表	職務の級	号給
企業行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
企業技能労務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から16号給まで

- (2) 企業特定任期付職員給料表の適用を受ける職員であってその号給が1号給であるもの
- (3) 企業第1号任期付研究員給料表の適用を受ける職員であってその号給が1号給であるもの
- (4) 企業第2号任期付研究員給料表の適用を受ける職員

(平21企管規程6・平22企管規程7・平23企管規程10・平25企管規程2・一部改正)

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
企業行政職給料表	1級	1級
	2級	

	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
企業技能労務職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

附則別表第2（附則第3項関係）

職員の号給の切替表

ア 企業行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	3月未満				1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1	1

4	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
5	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
6	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
7	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
8	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
9	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11

	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
3月以上6月未滿		33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
6月以上9月未滿		33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
9月以上12月未滿		34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
12月以上		34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35

	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46		
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47		
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48		
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49		
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50		
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51		
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52		
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57			
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58			
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59			
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61			
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62			
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63			
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64			
	12月以上			81	63	85	73	69	65			
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65			
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66			
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67			

	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68				
	12月以上			85	65	89	77	73	69				
22	3月未満			85	65	89	77	73					
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74					
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75					
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76					
	12月以上			89	67	93	81	77					
23	3月未満			89	67	93	81						
	3月以上6月未満			90	67	94	82						
	6月以上9月未満			91	68	95	83						
	9月以上12月未満			92	68	96	84						
	12月以上			93	69	97	85						
24	3月未満			93	69	97	85						
	3月以上6月未満			94	70	98	86						
	6月以上9月未満			95	71	99	87						
	9月以上12月未満			96	72	100	88						
	12月以上			97	73	101	89						
25	3月未満			97	73	101							
	3月以上6月未満			98	73	102							
	6月以上9月未満			99	74	103							
	9月以上12月未満			100	74	104							
	12月以上			101	75	105							
26	3月未満			101	75	105							
	3月以上6月未満			102	75	106							
	6月以上9月未満			103	76	107							
	9月以上12月未満			104	76	108							
	12月以上			105	77	109							
27	3月未満			105	77								
	3月以上6月未満			106	78								
	6月以上9月未満			107	79								

	9月以上12月未満			108	80								
	12月以上			109	81								
28	3月未満			109	81								
	3月以上6月未満			110	82								
	6月以上9月未満			111	83								
	9月以上12月未満			112	84								
	12月以上			113	85								
29	3月未満			113									
	3月以上6月未満			114									
	6月以上9月未満			115									
	9月以上12月未満			116									
	12月以上			117									
30	3月未満			117									
	3月以上6月未満			118									
	6月以上9月未満			119									
	9月以上12月未満			120									
	12月以上			121									
31	3月未満			121									
	3月以上6月未満			122									
	6月以上9月未満			123									
	9月以上12月未満			124									
	12月以上			125									
32	3月未満			125									
	3月以上6月未満			125									
	6月以上9月未満			125									
	9月以上12月未満			125									
	12月以上			125									

イ 企業技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級

1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	2
	6月以上9月未満		1	3
	9月以上12月未満		1	4
	12月以上		1	5
2	3月未満	1	1	5
	3月以上6月未満	2	2	6
	6月以上9月未満	3	3	7
	9月以上12月未満	4	4	8
	12月以上	5	5	9
3	3月未満	5	5	9
	3月以上6月未満	6	6	10
	6月以上9月未満	7	7	11
	9月以上12月未満	8	8	12
	12月以上	9	9	13
4	3月未満	9	9	13
	3月以上6月未満	10	10	14
	6月以上9月未満	11	11	15
	9月以上12月未満	12	12	16
	12月以上	13	13	17
5	3月未満	13	13	17
	3月以上6月未満	14	14	18
	6月以上9月未満	15	15	19
	9月以上12月未満	16	16	20
	12月以上	17	17	21
6	3月未満	17	17	21
	3月以上6月未満	18	18	22
	6月以上9月未満	19	19	23
	9月以上12月未満	20	20	24
	12月以上	21	21	25

7	3月未満	21	21	25
	3月以上6月未満	22	22	26
	6月以上9月未満	23	23	27
	9月以上12月未満	24	24	28
	12月以上	25	25	29
8	3月未満	25	25	29
	3月以上6月未満	26	26	30
	6月以上9月未満	27	27	31
	9月以上12月未満	28	28	32
	12月以上	29	29	33
9	3月未満	29	29	33
	3月以上6月未満	30	30	34
	6月以上9月未満	31	31	35
	9月以上12月未満	32	32	36
	12月以上	33	33	37
10	3月未満	33	33	37
	3月以上6月未満	34	34	38
	6月以上9月未満	35	35	39
	9月以上12月未満	36	36	40
	12月以上	37	37	41
11	3月未満	37	37	41
	3月以上6月未満	38	38	42
	6月以上9月未満	39	39	43
	9月以上12月未満	40	40	44
	12月以上	41	41	45
12	3月未満	41	41	45
	3月以上6月未満	42	42	46
	6月以上9月未満	43	43	47
	9月以上12月未満	44	44	48
	12月以上	45	45	49

13	3月未満	45	45	49
	3月以上6月未満	46	46	50
	6月以上9月未満	47	47	51
	9月以上12月未満	48	48	52
	12月以上	49	49	53
14	3月未満	49	49	53
	3月以上6月未満	50	50	54
	6月以上9月未満	51	51	55
	9月以上12月未満	52	52	56
	12月以上	53	53	57
15	3月未満	53	53	57
	3月以上6月未満	54	54	58
	6月以上9月未満	55	55	59
	9月以上12月未満	56	56	60
	12月以上	57	57	61
16	3月未満	57	57	61
	3月以上6月未満	58	58	62
	6月以上9月未満	59	59	63
	9月以上12月未満	60	60	64
	12月以上	61	61	65
17	3月未満	61	61	65
	3月以上6月未満	62	62	66
	6月以上9月未満	63	63	67
	9月以上12月未満	64	64	68
	12月以上	65	65	69
18	3月未満	65	65	69
	3月以上6月未満	66	66	70
	6月以上9月未満	67	67	71
	9月以上12月未満	68	68	72
	12月以上	69	69	73

19	3月未満	69	69	73
	3月以上6月未満	70	70	74
	6月以上9月未満	71	71	75
	9月以上12月未満	72	72	76
	12月以上	73	73	77
20	3月未満	73	73	77
	3月以上6月未満	74	74	78
	6月以上9月未満	75	75	79
	9月以上12月未満	76	76	80
	12月以上	77	77	81
21	3月未満	77	77	81
	3月以上6月未満	78	78	82
	6月以上9月未満	79	79	83
	9月以上12月未満	80	80	84
	12月以上	81	81	85
22	3月未満	81	81	85
	3月以上6月未満	82	82	86
	6月以上9月未満	83	83	87
	9月以上12月未満	84	84	88
	12月以上	85	85	89
23	3月未満	85	85	89
	3月以上6月未満	86	86	90
	6月以上9月未満	87	87	91
	9月以上12月未満	88	88	92
	12月以上	89	89	93
24	3月未満	89	89	93
	3月以上6月未満	90	90	94
	6月以上9月未満	91	91	95
	9月以上12月未満	92	92	96
	12月以上	93	93	97

25	3月未満	93	93	97
	3月以上6月未満	94	94	97
	6月以上9月未満	95	95	97
	9月以上12月未満	96	96	97
	12月以上	97	97	97
26	3月未満	97	97	
	3月以上6月未満	98	98	
	6月以上9月未満	99	99	
	9月以上12月未満	100	100	
	12月以上	101	101	
27	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3月未満	109	109	
	3月以上6月未満	110	110	
	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
	12月以上	113	113	
30	3月未満	113	113	
	3月以上6月未満	114	114	
	6月以上9月未満	115	115	
	9月以上12月未満	116	116	
	12月以上	117	117	

31	3月未満	117	117	
	3月以上6月未満	118	118	
	6月以上9月未満	119	119	
	9月以上12月未満	120	120	
	12月以上	121	121	
32	3月未満	121	121	
	3月以上6月未満	121	122	
	6月以上9月未満	122	123	
	9月以上12月未満	122	124	
	12月以上	123	125	
33	3月未満	123	125	
	3月以上6月未満	123	126	
	6月以上9月未満	124	127	
	9月以上12月未満	124	128	
	12月以上	125	129	
34	3月未満	125	129	
	3月以上6月未満	126	130	
	6月以上9月未満	127	131	
	9月以上12月未満	128	132	
	12月以上	129	133	
35	3月未満	129	133	
	3月以上6月未満	129	133	
	6月以上9月未満	130	133	
	9月以上12月未満	130	133	
	12月以上	131	133	
36	3月未満	131		
	3月以上6月未満	131		
	6月以上9月未満	132		
	9月以上12月未満	132		
	12月以上	133		

37	3月未満	133		
	3月以上6月未満	133		
	6月以上9月未満	134		
	9月以上12月未満	134		
	12月以上	135		
38	3月未満	135		
	3月以上6月未満	135		
	6月以上9月未満	136		
	9月以上12月未満	136		
	12月以上	137		
39	3月未満	137		
	3月以上6月未満	138		
	6月以上9月未満	139		
	9月以上12月未満	140		
	12月以上	141		
40	3月未満	141		
	3月以上6月未満	141		
	6月以上9月未満	142		
	9月以上12月未満	142		
	12月以上	143		
41	3月未満	143		
	3月以上6月未満	143		
	6月以上9月未満	144		
	9月以上12月未満	144		
	12月以上	145		
42	3月未満	145		
	3月以上6月未満	146		
	6月以上9月未満	147		
	9月以上12月未満	148		
	12月以上	149		

43	3月未満	149		
	3月以上6月未満	149		
	6月以上9月未満	149		
	9月以上12月未満	149		
	12月以上	149		
44	3月未満	149		
	3月以上6月未満	149		
	6月以上9月未満	149		
	9月以上12月未満	149		
	12月以上	149		

附 則（平成19年企管規程第6号）

改正 平成21年11月27日企管規程第6号

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「新規程」という。）第5条に規定する給料の特別調整額（以下「新基準特別調整額」という。）の支給を受けることとなる職員であつて、当該新基準特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなるものに係る平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間における給料の特別調整額の支給額は、同条の規定にかかわらず、当該新基準特別調整額に、経過措置基準額から新基準特別調整額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 施行日の前日に適用されていた給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用

職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分職員(同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分より高い額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。以下同じ。)及び相当区分職員(同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。以下同じ。) 同日にその者が受けていた給料の特別調整額に100分の99.42を乗じて得た額

- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分職員(同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分より低い額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。以下同じ。) 同日に管理者がその者について当該新区分に相当する旧区分の額に100分の99.42を乗じて得た額の範囲内で定めることとなる給料の特別調整額
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、上位区分職員及び相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならば管理者がその者について定める給料の特別調整額に100分の99.42を乗じて得た額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分職員 同日にその者が当該下位の級に降格したとしたならば管理者がその者について施行日に支給を受けることとなる当該新区分に相当する旧区分の額に100分の99.42を乗じて得た額の範囲内で定めることとなる給料の特別調整額
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額(施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に第1号又は第3号に掲げる者に該当することとなる者にあつては、それぞれ第1号又は第3号に準じてその者が受けることとなる当該給料の特別調整額に100分の99.42を乗じて得た額)
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により新たに職員となった者その他特別の事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準じるものとして管理者が定める職員 前各号に準じて管理者が定め

る額

(平21企管規程6・一部改正)

- 4 前項に規定する旧区分とは施行日の前日において改正前の福島県企業職員の給与、勤務条件その他の勤務条件等に関する規程別表第5に定める給料の特別調整額の属する次の表の左欄に掲げる区分をいい、同項に規定する新区分とは当該右欄に掲げる新規程別表第5の2又は別表第5の3に定める区分をいう。

旧区分	新区分
給料月額100分の25に相当する額	1種
給料月額100分の20に相当する額	2種
給料月額100分の16に相当する額	3種
給料月額100分の12に相当する額	5種

附 則 (平成19年企管規程第11号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年企管規程第1号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程(第6条の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第2条に規定する常勤職員及び短時間勤務職員が、この規定による改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成19年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成20年企管規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年企管規程第11号)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成20年4月

1 日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成21年企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程第8条から第8条の9までの規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成21年企管規程第6号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年企管規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中第8条の10の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年企管規程第10号）

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定（福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程別表第1から別表第2の3までの改正規定を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第4項から第8項までの規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年企管規程第4号）

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成24年4月16日からこの規程の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行った作業であって、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第5項第5号に掲げる作業に該当することと

なる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第5項第1号から第3号まで又は附則第10項第1号に掲げる作業に該当することとなる作業を行った場合を除く。）及び改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第5項第6号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第5項第1号から第5号まで若しくは第7号又は附則第10項第1号から第3号までに掲げる作業に該当することとなる作業を行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

附 則（平成24年企管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年企管規程第4号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年企管規程第7号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成26年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年企管規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（同日においてその者が

受けていた給料月額が、福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成18年福島県企業局管理規程第2号）附則第6項の規定により支給される給料を受けるもの及び管理者が定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員（企業行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成28年企管規程第1号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年企管規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の3及び別表第2の4の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程別表第3に規定する職務の内容により職務の級が決定されている職員であって、施行日の前日から引き続き在職する者についての改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程別表第3の規定の適用については、昇格又は降格により職務の級が決定されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成28年企管規程第13号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条に規定する常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年企管規程第6号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程による常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程による常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年企管規程第3号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年企管規程第1号）

この規程は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の2第3項第1号の改正規定及び第8条の3第5項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年企管規程第2号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程による常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年企管規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年企管規程第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

附 則（令和3年企管規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年企管規程第5号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程による常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて、令和4年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。